

山形県告示第 266 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 13 条の 2 に規定する土地の区域を指定区域として次のとおり指定する。

令和 4 年 4 月 5 日

山形県知事 吉村 美栄子

指定区域	埋立地の区分
米沢市大字築沢字中山南 7023 番 4 の一部、 7023 番 5 の一部及び 7023 番 6 の一部	令第 13 条の 2 第 1 号の 埋立地